

**新型コロナウイルス感染症に係る市内小中学校の一斉臨時休業
及び公共施設の原則利用休止**

4月7日に千葉県に発出された緊急事態宣言を受けて、4月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市対策本部へ移行しました。

市内小中学校の一斉臨時休業と公共施設の利用休止を4月30日までとじていましたが、5月6日までといたします。

※公共施設のうち、一部業務を実施する施設は別添資料を参照ください。

【問合せ先】

①市内小中学校の一斉臨時休業について

市原市教育委員会 学校教育部 学校教育課：TEL0436-23-9848

②公共施設の利用休止について

保健福祉部 保健福祉課：TEL 0436-23-9768